

ジャパンESGクオリティ200インデックスファンド

愛称: **ESGナビ**

追加型投信 / 国内 / 株式 / インデックス型



愛称 **ESGナビ**

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

照会先

 **ちばぎんアセットマネジメント**

ホームページ:

<http://www.chibagin-am.co.jp/>

サポートダイヤル:

03-5638-1451 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

■ 委託会社 (ファンドの運用の指図を行う者)

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第443号

設立年月日:1986年3月31日

資本金:2億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:736億円

(資本金、運用純資産総額は2019年12月30日現在)

■ 受託会社 (ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
追加型投信	国内	株式	インデックス型

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年1回	日本	ファミリーファンド	その他 (ISTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200 インデックス (配当込み))

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ<http://www.toushin.or.jp/>をご覧ください。

この目論見書により行うジャパンESGクオリティ200インデックスファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年1月29日に関東財務局長に提出しており、2020年2月14日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容について重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。



ファンドの目的・特色

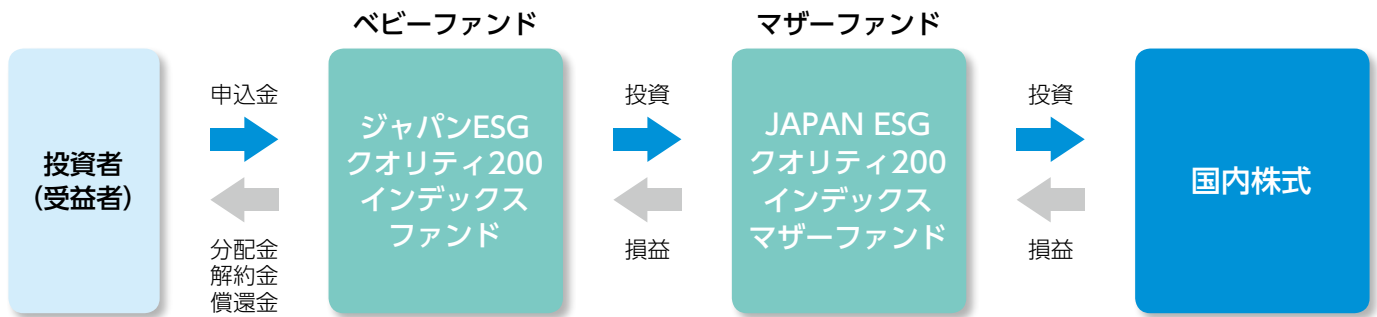
ファンドの目的

わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）に投資し、iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）に連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

特色 1 わが国の金融商品取引所に上場している株式を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。

<ファンドの仕組み>



ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様から投資いただいた資金をまとめて「ベビーファンド」とし、その資金を「マザーファンド」に投資することを通じ、「マザーファンド」において実質的な運用を行う仕組みです。当ファンドは「ベビーファンド」にあたります。

運用プロセスのイメージ



※ベンチマークの構成銘柄および組入比率の変動に応じて、ポートフォリオは定期的に銘柄入替（6月、12月）およびリバランス（3月、6月、9月、12月）を行います。

※2019年12月末現在のプロセスのイメージであり、将来変更となる場合があります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。



ファンドの目的・特色

ファンドの特色

特色 **2** iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）に連動する投資成果をめざします。

- iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）をベンチマークとします。

iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）について

iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）とは、東京証券取引所を主たる市場とする普通株式等の中から、時価総額、流動性、ESGデータによりスクリーニングされる投資ユニバースのうち、高ROEかつ、高ROEの持続性のポテンシャルの高さ、ESGマネジメントスコアの高さを評価して200銘柄を選定し算出される株価指数です。

iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）は、三菱UFJ信託銀行が有するアクティブ運用機関としてのノウハウとSTOXXリミテッド（以下「STOXX社」）が有する指数提供機関としての経験を活用し、両社で共同開発したものです。2010年12月17日の時価総額を100として、STOXX社が算出・公表しています。

※ROE（自己資本利益率）とは、Return on Equityの略で、当期純利益を自己資本で割って算出されます。一般的にはこの数値が高いほど企業の収益力は高いと評価されます。

■ STOXX社とは

- ・ドイツ取引所グループの株価指数プロバイダーです。
- ・ドイツのDAX[®]*1、ユーロ圏のブルーチップ^{*2}銘柄を対象としたEURO STOXX 50、ヨーロッパを広くカバーするSTOXX Europe 600など、ヨーロッパのベンチマーク指数を算出しています。
- ・本社はスイス・ツークです。フランクフルト、ロンドン、ニューヨーク、香港、東京に拠点があります。
- ・指数は世界65カ国をカバーしており、10,000以上の指数を算出しています。

*1 DAX[®] は、ドイツの証券取引所に上場している優良企業30銘柄で構成される、1987年12月31日を基準日（1,000）とした時価総額加重平均指数です。DAX[®] はコンティゴ インデックス GmbHの登録商標です。

*2 ブルーチップは、収益性や成長性に優れ、また財務的基盤も盤石な優良企業の株式のことをいいます。



ファンドの目的・特色

ベンチマークの構築プロセスのイメージ

①投資ユニバース

STOXX Japan 600 ex REIT

- ① 日本株式市場上場銘柄のうちSTOXX社が選定する流動性の高い600銘柄（リートを除く）

②ESGスクリーニング

- ② 国連グローバル・コンパクト*¹違反企業、特定兵器関連企業およびESG不祥事スコア*²が一定水準以下の銘柄を除外

③財務スクリーニング

- ③ ROE*³、財務3指標*⁴および流動性の低い銘柄を除外

④合成スコアの作成

- ④ 下記の3項目を1/3ずつ合成し上位200銘柄を選定
 - ・ROE
 - ・財務3指標*⁴
 - ・ESGマネジメントスコア*⁵

**iSTOXX MUTB JAPAN ESG
クオリティ200インデックス
(配当込み)**

用語説明

*1 国連グローバル・コンパクト

- ・各企業、団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに参加する自発的な取組として、国連が提唱。
- ・世界約160カ国、1万3,000を超える企業・団体（2015年7月時点）が参加し、「人権の保護」「不当な労働の排除」「環境への対応」「腐敗の防止」に関わる4分野・10の原則を順守し、実践し続ける事が求められている。

*2 ESG不祥事スコア

<項目例>

E 環境	環境サプライチェーン不祥事等
S 社会	従業員不祥事等
G 企業統治	ガバナンス不祥事等

*3 ROE

ROE (%) = 当期純利益 ÷ 自己資本 × 100
数値が高いほど自己資本を有効に利用しており、企業の収益力が高いと評価される。

*4 財務3指標

- ・財務健全性
- ・キャッシュフロー収益性
- ・利益安定性

*5 ESGマネジメントスコア

<項目例>

E 環境	温暖化ガス削減プログラム、水資源利用状況等
S 社会	労働時間ポリシー、人材多様性プログラム等
G 企業統治	役員報酬の開示、取締役会の独立性等

※ベンチマークの構築プロセスのイメージは、2019年12月末現在のものであり、将来変更される場合があります。



ファンドの目的・特色

ベンチマークの構成比率上位10銘柄

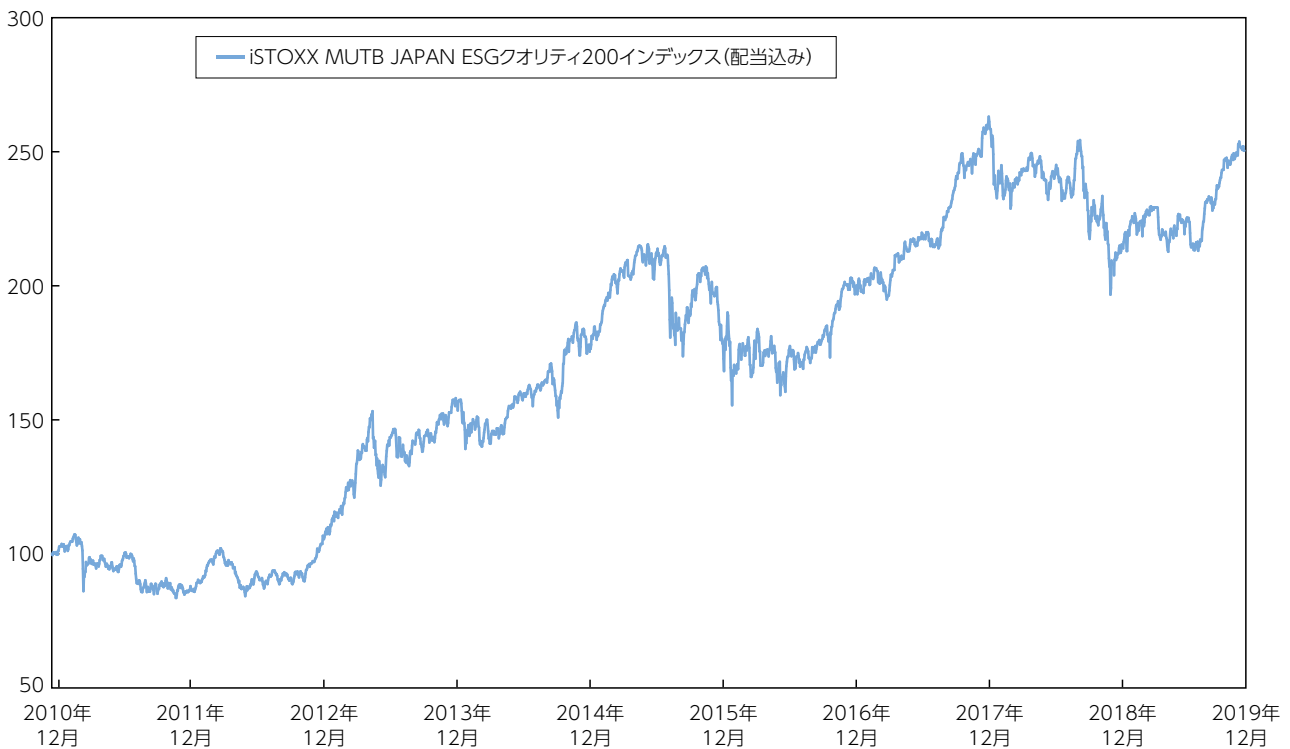
(2019年12月末時点)

	銘柄	業種	構成比率
1	リクルートホールディングス	サービス業	2.0%
2	KDDI	情報・通信業	2.0%
3	ソニー	電気機器	2.0%
4	ファーストリテイリング	小売業	2.0%
5	信越化学工業	化学	2.0%
6	キーエンス	電気機器	2.0%
7	任天堂	その他製品	1.9%
8	日本電信電話	情報・通信業	1.9%
9	三菱商事	卸売業	1.9%
10	東海旅客鉄道	陸運業	1.8%

※業種については東証33業種分類に基づいています。

ベンチマークの推移

(2010年12月17日～2019年12月末、日次)



(出所) ブルームバーグのデータを基にちばぎんアセットマネジメント作成

※上記は過去のベンチマークデータを基に作成したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用状況を表したものではありません。



ファンドの目的・特色

ファンドの特色

分配方針

年1回、毎決算時（毎年3月10日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。なお、分配対象金額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

「iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）」の免責事項について

STOXXリミテッド（以下「STOXX社」）、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、金融商品に関して対象インデックスおよび関連商標を利用するライセンスを付与することを除き、ライセンサーと一切の関係は有していません。

iSTOXX指数は、個別のルール・ブックに基づき、顧客の要求またはマーケットの要望に合わせて作成されるものであり、STOXXグローバル指数シリーズに含まれるものではありません。

STOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、以下のことを行うものではありません。

- ▶ 金融商品を支援、推奨、販売または宣伝すること
- ▶ 金融商品またはその他の証券への投資を勧めること
- ▶ 金融商品についてタイミング、数量もしくは価格について責任もしくは義務を負ったり、またはこれらについての何らかの意思決定を行ったりすること
- ▶ 金融商品の管理、運営またはマーケティングについて、何らかの責任や義務を負うこと
- ▶ 対象インデックスの決定、組成もしくは計算にあたり、金融商品へのニーズもしくは金融商品の保有者を考慮すること、またはそのような考慮をすべき義務を負うこと

STOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、金融商品またはその運用成果に関連して、何ら保証するものではなく、かつ（過失の有無を問わず）いかなる責任も負うものではありません。

また、STOXX社は、金融商品の購入者または他のいかなる第三者との間でも、何ら契約上の関係を有していません。具体的には、

- ▶ STOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、以下について、何ら明示または黙示の保証を行うことなく、かつあらゆる責任を否認します。
 - ▶ 対象インデックスおよびそれに包含されるデータの利用に関連し、金融商品、その保有者または他のいずれかの者が取得すべき成果
 - ▶ 対象インデックスおよびそのデータの正確性、適時性および完全性
 - ▶ 対象インデックスおよびそのデータの商品性、ならびに特定の目的または使用への適合性
 - ▶ 金融商品の運用成果一般

- ▶ STOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、対象インデックスまたはそのデータに関するエラー、遺漏または中断について、何ら保証するものではなく、かつ一切の責任を負いません。

- ▶ STOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、いかなる状況の下でも、対象インデックスもしくはそのデータにおけるか、もしくは金融商品に一般的に関連するエラー、遺漏もしくは中断の結果として生じる逸失利益または間接的、懲罰的、特別もしくは結果的な損害もしくは損失について、（過失の有無を問わず）一切の責任を負いません。これは、たとえSTOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーがそうした損失もしくは損害が発生しうることを認識していた場合であっても同様です。

当社とSTOXX社との間のライセンス契約は、専ら両者の利益を図るためのものであって、金融商品の保有者または他いかなる第三者の利益を図るものでもありません。



投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- ファンドは、iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンド購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

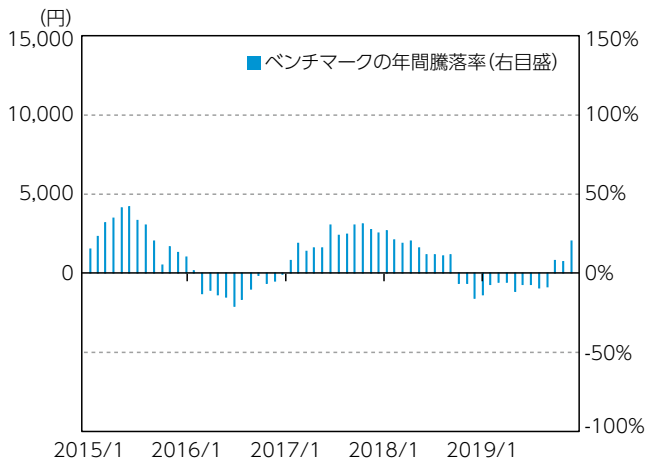
- コンプライアンス部が、運用パフォーマンスおよび運用に係るリスクのモニタリングを行い、モニタリング結果を投資信託委員会に報告します。
- コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性を評価・検証し、結果を社長に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の点検を行います。

※上記は、2019年12月末現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

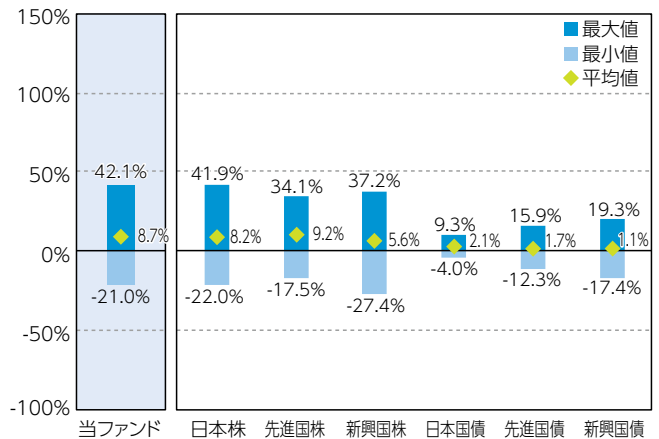
投資リスク

<参考資料>

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- * 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- * 当ファンドの年間騰落率は、ベンチマークの年間騰落率を用いて算出していますので、当ファンドの実績ではありません。

- * 2015年1月～2019年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 当ファンドの年間騰落率は、ベンチマークのデータを用いて算出していますので、当ファンドの年間騰落率の実績ではありません。なお、当ファンドの年間騰落率と他の代表的な資産クラスの指数の年間騰落率を同じ図に表示すると、誤認につながる懸念があるため、別の図に表示しています。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURA - BPI国債
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率について資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。
 MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
 NOMURA - BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。
 FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース) に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。



運用実績

設 定 日：2020年 3月10日

基準価額・純資産の推移

ファンドは、2020年3月10日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

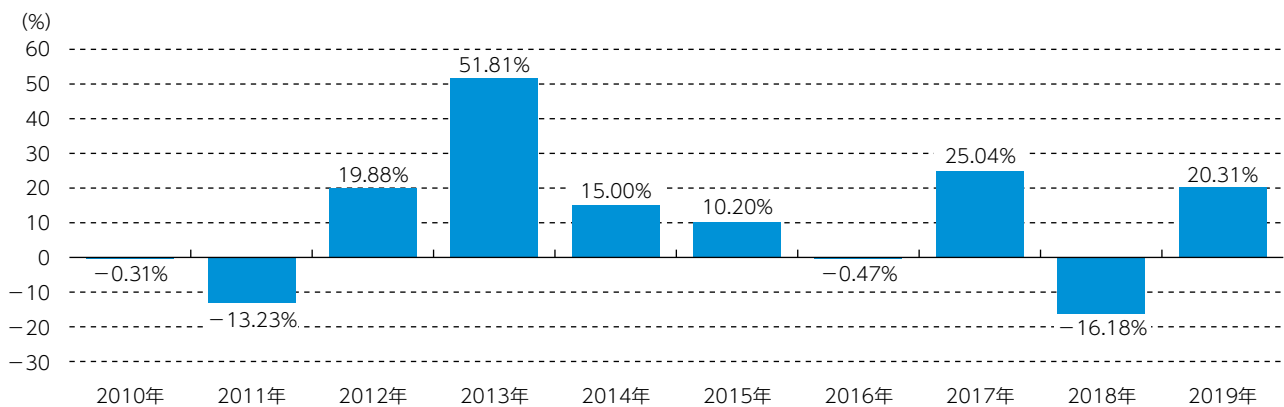
分配の推移

ファンドは、2020年3月10日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

主要な資産の状況

ファンドは、2020年3月10日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※上記はファンドのベンチマークである「iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）」の年間収益率です。同インデックスの算出は2010年12月17日からのため、2010年は12月17日から年末までの収益率です。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口あたり1円とします。 継続申込期間：購入申込受付日の基準価額とします。 (基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が個別に定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。
購入の申込期間	当初申込期間：2020年2月17日から2020年3月9日までとします。 継続申込期間：2020年3月10日から2021年6月10日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間および金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの取り消しを行うことがあります。
信託期間	無期限（2020年3月10日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。 <ul style="list-style-type: none">● 受益権の口数が30億口を下回った場合● ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合● やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年3月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回、毎決算時に分配の方針に基づき分配します。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	当初申込期間：200億円 継続申込期間：2,000億円
公 告	原則、 http://www.chibagin-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用があります。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に 3.3% (税抜3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、商品説明等に係る費用の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。詳しくは販売会社にお問い合わせください。	
信託財産留保額	ありません。	
投資者が間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して、 年率0.77% (税抜0.70%) を乗じて得た額とします。 信託期間を通じて毎日計算し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	支払先	内 訳
	委託会社	年率0.407% (税抜0.37%)
	販売会社	年率0.330% (税抜0.30%)
	主な役務	
	受託会社	年率0.033% (税抜0.03%)
その他の費用・ 手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務にかかる諸費用等をその都度、監査費用は日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動する等の理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。 監査費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用 組入有価証券の売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料 信託事務に関する諸費用は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息等	

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

<税金>

○税金は表に記載の時期に適用されます。

○以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※上記税率は2019年12月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合 NISAおよびジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



(本ページは目論見書の内容ではありません。)



(本ページは目論見書の内容ではありません。)

